

君 津 市 営 聖 地 公 園 墓 地
第 7 区 ・ 8 区 ・ 1 0 区 ・ 1 5 区
及 び 合 葬 墓 地 使 用 の 手 引 き

＊ ご使用の前に必ずお読みください。

君 津 市 環 境 衛 生 課
君津市営聖地公園管理事務所

君津市営聖地公園墓地の使用にあたっては、君津市営聖地公園の設置及び管理に関する条例及び同施行規則のほかに、条例や規則によって付した条件などの決まりを守っていただきます。

また、使用する埋蔵施設は使用者が責任をもって管理していただきます。

この手引きをよくお読みのうえ、正しく使用してください。

◎ 墓地使用許可証について

君津市営聖地公園墓地使用許可証は、埋蔵施設を使用する権利を示す唯一の証書です。遺骨を埋蔵または改葬する場合や、使用者の変更（祭祀財産の承継等の名義変更）等、手続きの際に必要となります。

他人に預けたり貸したりすることのないよう、必ず使用許可を受けた人（使用者）が大切に保管してください。

（目 次）

1	墓地の工事について	2
2	普通墓地の設置基準	3
3	芝生墓地の設置基準	7
4	壁墓地の設置基準	8
5	合葬墓地について	9
6	遺骨の埋蔵の手続について	10
	（他の墓地からの改葬を含む）	
7	遺骨の改葬の手続について	11
	（市営聖地公園墓地から他の墓地等に遺骨を移すとき）	
8	各種届出、申請について	12
	（1） 使用者の本籍、住所、氏名に変更があったとき	
	（2） 使用許可証を紛失、または汚損したとき	
	（3） 使用者が死亡したとき、または使用者を変更するとき	
	（4） 使用している区画が不用になったとき	
9	使用許可の取り消しについて	14
10	使用許可に付する条件	14
11	管理手数料の納入について	14
12	その他	14

1 墓地の工事について

(1) 墓石その他の設置工事（補修及び植栽を含む）を行う場合、工事に着手する3日前までに次の書類を提出してください。 =規則第12条第1項=

- ① 君津市営聖地公園墓地内工事施工届（第5号様式）
 - ② 墓地使用許可証（写し）
 - ③ 工事設計図面（見取図、平面図及び側面図）
（寸法（単位メートル）が明記されているもの）
- 《注意》 ・無届工事は直ちに中止して、原状回復していただきます。
・お彼岸、お盆の期間等は事故防止のため、工事はできません。
・工事期間は1ヵ月程度でお願いします。

(2) 工事のため聖地公園墓地内を一時占有する場合、占有する3日前までに次の書類を提出し許可を受けてください。 =規則第21条第1項=

- ① 君津市営聖地公園墓地一時使用許可申請書（第14号様式）
- ② 工事請負契約書（写し）
- ③ 一時使用料 660円

(3) 工事が完了したときは、君津市営聖地公園墓地内工事完了届（第6号様式）を工事完了後7日以内に提出し、完了の検査を受けてください。 =規則第12条第2、3項=

なお、次に挙げる写真5枚（①～⑤）を添付してください。

- ① 基礎工事前の碎石・配筋状況（普通墓地のみ）
- ② 基礎工事完了時点（普通墓地のみ）
- ③ 排水パイプ工事（普通墓地のみ。既設パイプとの接続が明確に表されているもの）
- ④ 完成写真前方
- ⑤ 完成写真後方

(4) 墓地の設置基準

- ① 普通墓地 別紙のとおり
- ② 芝生墓地 別紙のとおり
- ③ 壁墓地 別紙のとおり

(5) その他の注意事項

墓石等の設置工事に際しては、公の施設である聖地公園の性格を十分理解のうえ、次の事項を遵守してください。

- ① 工事開始の際は、管理事務所に君津市営聖地公園墓地一時使用許可証を提示して「墓地公園工事許可」の看板の交付を受け、工事現場にその看板を立てること。
工事完了時には、看板を管理事務所に返却すること。
- ② 墓石等の運搬及び作業機械類の使用に際しては、参詣路等の施設及び他の墓地を損傷しないよう措置すること。

- ③ 工事施工中には、墓参者及び見学者等聖地公園の利用者に迷惑のかからないように留意すること。

(例) ○ 園内は常に徐行運転する。

○ バリケード等を設置し、通行人の安全を守る。

- ④ 墓地内の通路及び他の墓地の形質を変えないこと。
⑤ 墓地内の境界杭や他の墓地の外柵等を損傷しないよう十分注意すること。
また、万一損傷した場合は、速やかに原状回復の措置をすること。
⑥ 工事完了後、速やかに残土・残材料を処理し、現場及びその付近を汚さないこと。
⑦ 園内では、残材料の焼却等火気の使用、及び工事用具等の洗浄を禁止する。
⑧ その他不明点は、管理者の指示を受けること。

2 普通墓地の設置基準

墓碑等を設置する場合は、公の施設である聖地公園の性格を十分理解し、必要以上に華美にならないよう、また、倒壊等の危険性を伴う装飾にならないよう留意し、墓地設備の設計、施工を行ってください。

(1) 設備の制限

- | | |
|----------|---|
| ① 墓 碑 | 1 基とする（ただし旧墓地にあった古い墓碑を敷地内に移設する場合は例外とする）。 |
| ② 墓誌・塔婆立 | 各 1 基とする。 |
| ③ 花立・灯籠類 | 灯籠等の装飾物は、各 1 基または各 1 対までとする。 |
| ④ 植 栽 | 樹木はびゃくしん類（イブキ、タマイブキ、カイヅカイブキ等）以外のものとし、隣接する墓地または、通路に枝が出ないようにする。 |

* 上記の設備は囲障（外柵）及び柱より内側に設置するものとする。

ただし、つぎの 2 点については例外として、囲障部分への設置を認める。

- i 墓碑後側に塔婆立を設置する場合。
- ii 正面の親柱（袖石）上に灯籠、宝珠等を設置する場合。

(2) 設備の規格

- | | |
|-------------|--|
| ① 墓碑等の高さ | 墓碑、墓誌及び樹木等囲障内部の設備の高さは、通路（参詣路）から 200 cm 以内とする。
〈注意〉 樹木が制限の高さを超えた場合、制限範囲まで切らせていただきます。したがって、樹木は大木になるようなものは避けてください。 |
| ② 土盛の高さ | 通路（参詣路）から 30 cm 以内とする。 |
| ③ 囲障（外柵）の高さ | （正面の親柱（袖石）を含む）
土盛した面から 30 cm 以内とし、土盛の高さと合わせて通路（参詣路）から 60 cm 以内とする。 |
| ④ 宝珠柱の高さ | 宝珠を含め、通路（参詣路）から 85 cm 以内とする。 |

⑤ 囲障（外柵）上の飾りの高さ

囲障上部から25cm以内とし、土盛及び囲障の高さと合わせて、通路（参詣路）から85cm以内とする。
囲障と区別できるようにすること。

⑥ 親柱（袖石）上の灯籠等飾りの高さ

正面の親柱（袖石）上に接着するものとし、親柱上部から60cm以内、通路（参詣路）から120cm以内とする。

⑦ 墓碑の正面は、墓地内通路及び背後境界線と平行にすること。

（３） その他の規制

① 間口は境界杭の内側（175.5cm）までとする。

奥行きは境界杭の中央部分（芯）まで（225cm）とする。（杭の幅は4.5cm）

囲障、柱の位置及び基礎工事は上記の範囲とし、隣接する墓地の囲障部分まで基礎のコンクリートを張らないようにすること。

② 基礎の施工にあたっては、将来墓地の設備が傾くことのないように、砕石、コンクリート等を使用し十分に固めること。

＊ 砕石基礎10cm以上、コンクリート基礎15cm以上の2層の基礎（地業）を施すこと。

③ 正面囲障の右側に使用者の区画列番号を彫刻すること。

（例）○区○列○番、または○－○－○

④ 墓碑の家名の表示は、原則として使用者以外の姓を刻まないこと。

⑤ 墓地内に雑草が生えないように、土盛の上部をコンクリートで厚めに平打ちにすること。

⑥ カロート内からの排水パイプを既設の排水パイプに接続すること。

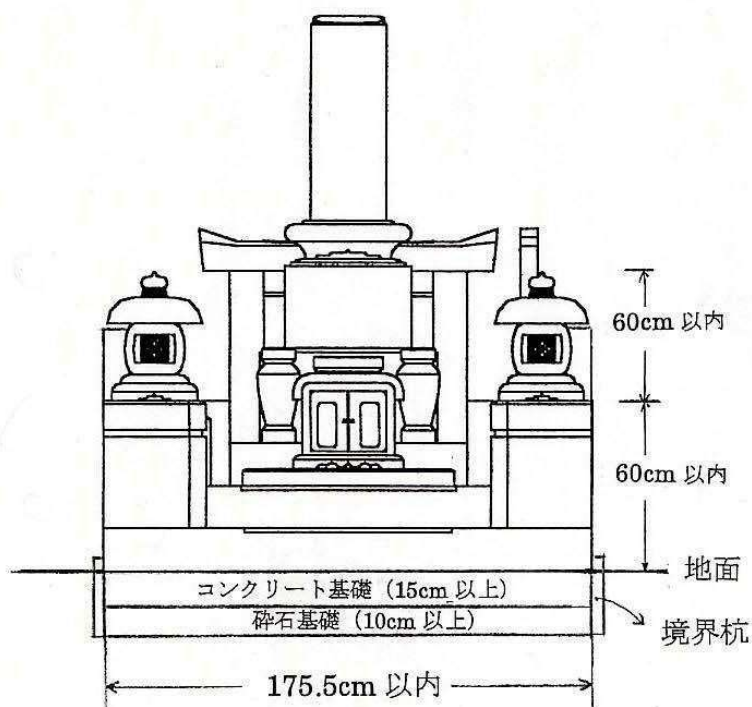
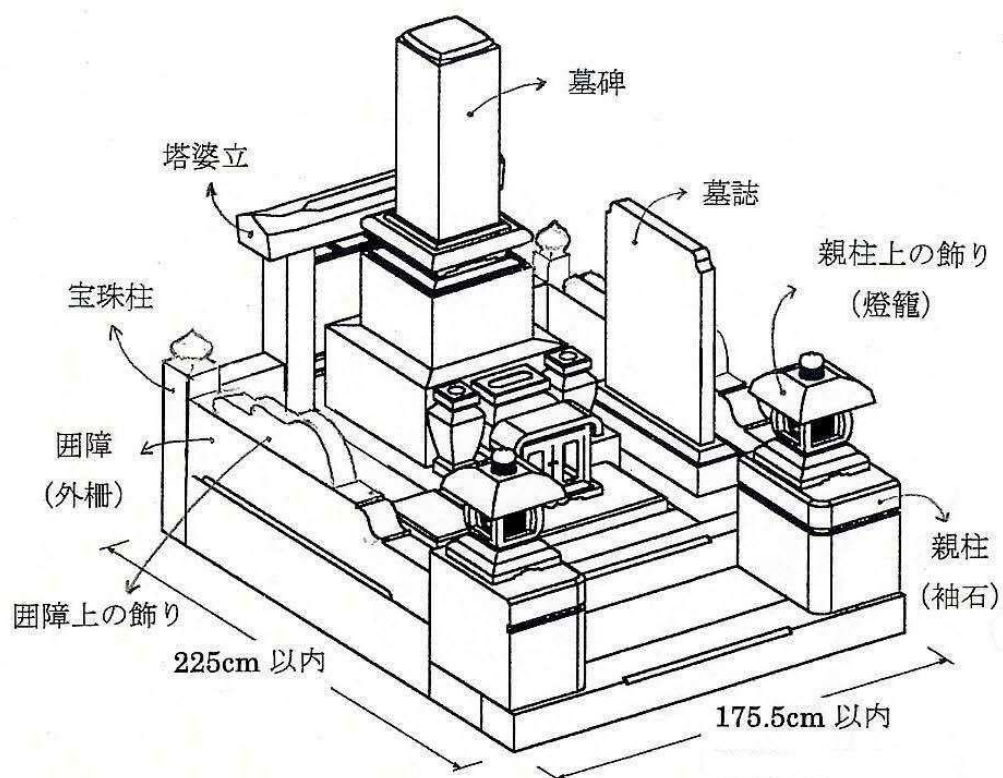
＊ 排水パイプは肉厚で、管の直径が50mm以上であること。

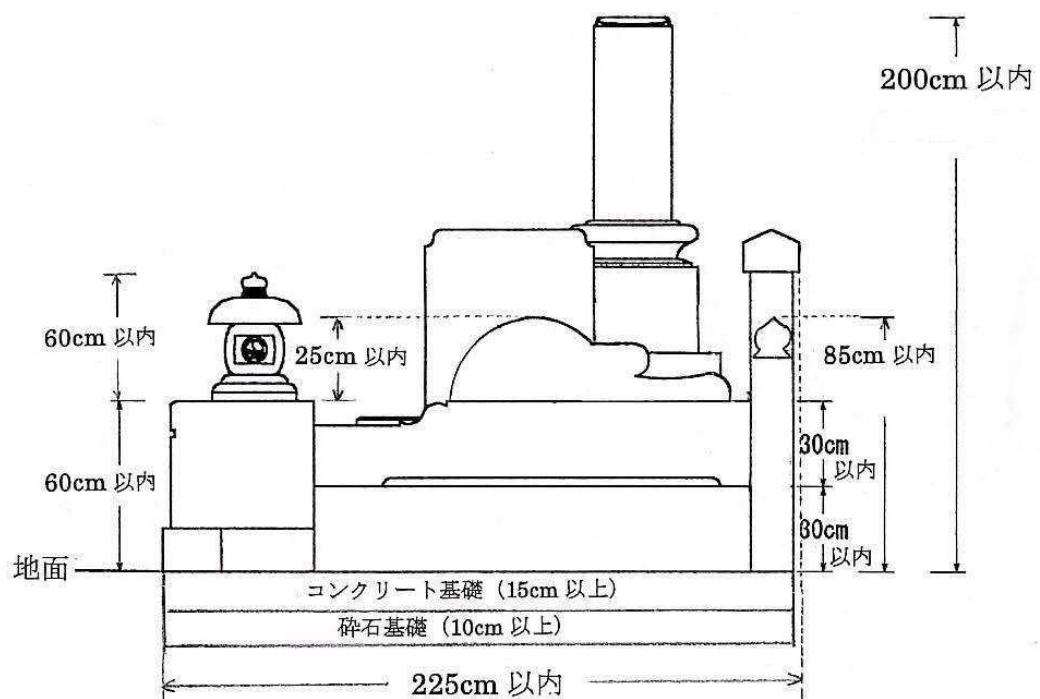
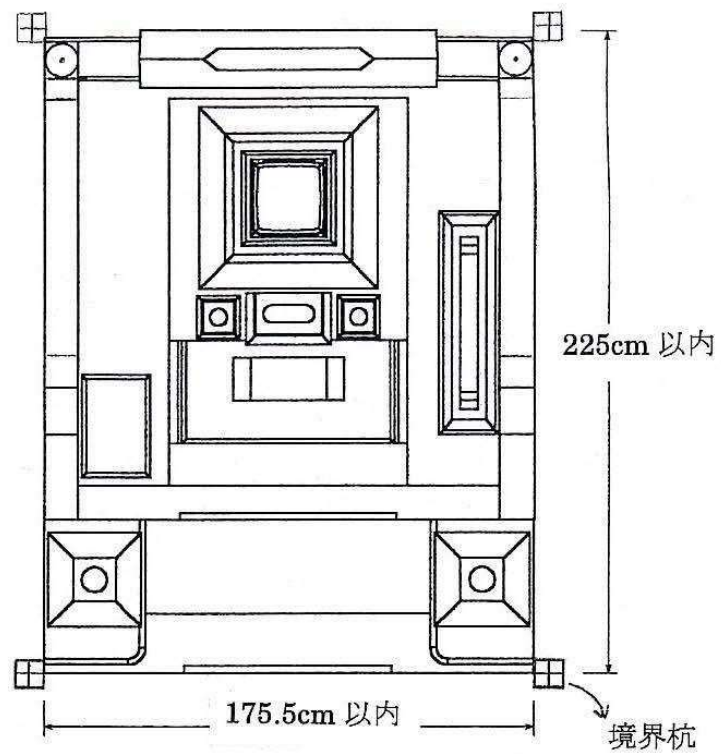
⑦ 墓地設備内に施工業者の社名入りプレートの貼付、社名等の彫刻及び社名入り備品の設置を禁止する。

〈注 意〉

＊ 工事施工届の添付図面で上記の設置基準を満たさない場合は、一時使用許可はできません。

また、完成後設置基準を満たさない点が発見された場合は、速やかに是正していただきます。是正が終わるまでは埋蔵等の許可はできません。





3 芝生墓地の設備基準

(1) 設備の制限

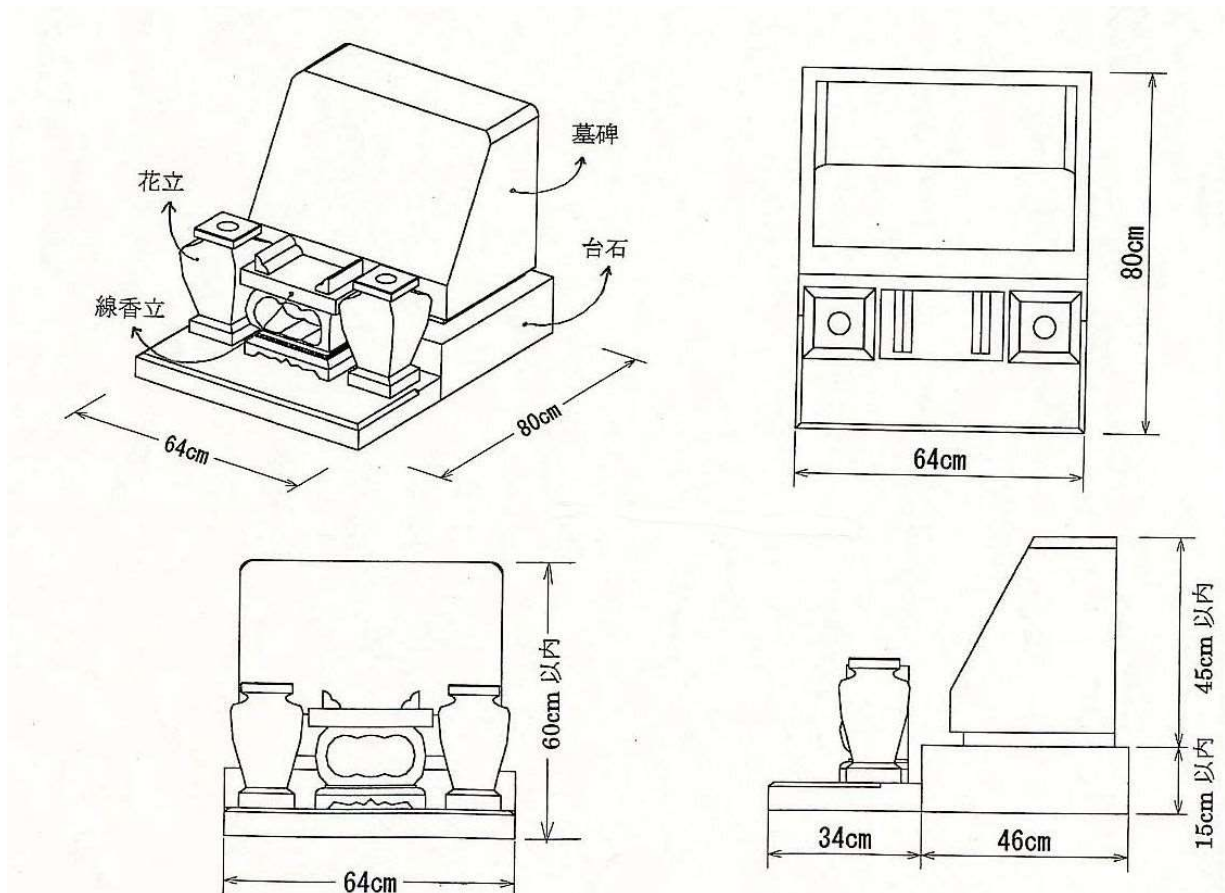
- ① カロート、ふた石その他の設置の現状を変更しないこと。
- ② 台石の大きさは、ふた石の範囲とする。
- ③ 台石の上に設置する墓碑は1基とする。
- ④ 線香立て及び花立を設置する場合は、ふた石の上に設置すること。
- ⑤ 墓碑、線香立て及び花立以外は設置しないこと。

(2) 設備の規格 (カロート 間口64cm×奥行80cm)

- ① 台石の高さ(厚さ) 15cm以内
- ② 墓碑の高さ 45cm以内

(3) その他の規制

- ① ふた石の正面右側に使用者の区画列番号を彫刻すること。
(例) ○区○列○番、または○-○-○
- ② 墓碑の家名の表示は、原則として使用者以外の姓を刻まないこと。
- ③ 墓地設備内に施工業者の社名入りプレートの貼付、社名等の彫刻及び社名入り備品の設置を禁止する。



4 壁墓地の設置基準

壁墓地は、普通墓地や芝生墓地のように区画のみを募集する墓地と違い、壁状の墓碑、台石、カロートが既に設置されており、銘板、花立を設置するだけでご利用いただける墓地です。

(1) 設備の制限及び規格

- | | |
|----------|---|
| ① 墓 石 等 | 墓石やカロートなど既に設置されている設備に彫刻するなど、現状に変更を加えないこと。 |
| ② 銘 板 | 銘板は腐食や破損しにくい材質をとし、横幅 35 c m 以内、縦幅 20 c m 以内とし、厚みは 3 c m 程度までを目安に設置すること。 |
| ③ 花立・線香立 | 台石や墓碑からはみ出ることのないよう、横 75 c m 以内、奥行 45 c m 以内とし、高さは周囲との調和を乱さぬよう 30 c m 以内とすること。 |
| ④ そ の 他 | 花立・線香立以外の物を設置しないこと。 |

5 合葬墓地について

合葬墓地は建物をひとつの墓地と見立てたロッカータイプの納骨壇（区画）です。

納骨壇の使用期間は使用許可の日から20年間（納骨からではないのでご注意ください）で、これを過ぎると、建物内にある散骨場にほかのお骨と一緒に納めさせていただきます。

遺骨の返還を受けようとする時は、使用許可の日から起算して20年を経過する日までに申し出る必要があります

参拝は入り口手前に設置している参拝所をご利用ください。

（１）合葬墓地を使用できる条件

①焼骨を有する場合

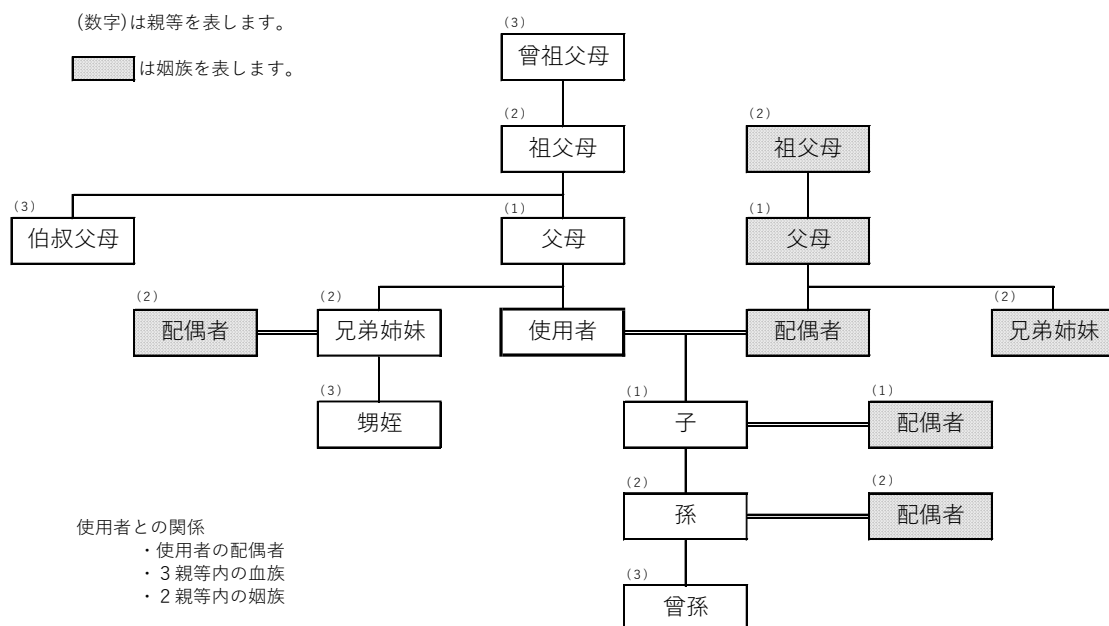
申請者と、お骨の続柄とが下表の関係にあること。

②焼骨を有していない場合

自身のお骨を納める予定で、申請時点で65歳以上であること。

2体用納骨壇を申請する場合は、申請者および申請者と下表の関係にある者とし、あらかじめ決定しておくこと。

◆表



（２）納骨壇への埋蔵および容器について

納骨壇への埋蔵には、職員が立会うこととする。

納骨壇に納めることができるのは、お骨を入れた容器いわゆる骨壺のみとし、容器の大きさは、幅及び奥行き22cm以内、高さ27cm以内で、材質は陶磁器などお骨の収納に適したものであること。

6 遺骨の埋蔵の手続について（他の墓地からの改葬を含む）

遺骨を市営聖地公園墓地に埋蔵するときは、墓地・埋葬等に関する法律の規定により、君津市営聖地公園墓地埋蔵・改葬承認届（第7号様式）に次の書類を添付し、君津市環境衛生課に提出してください。

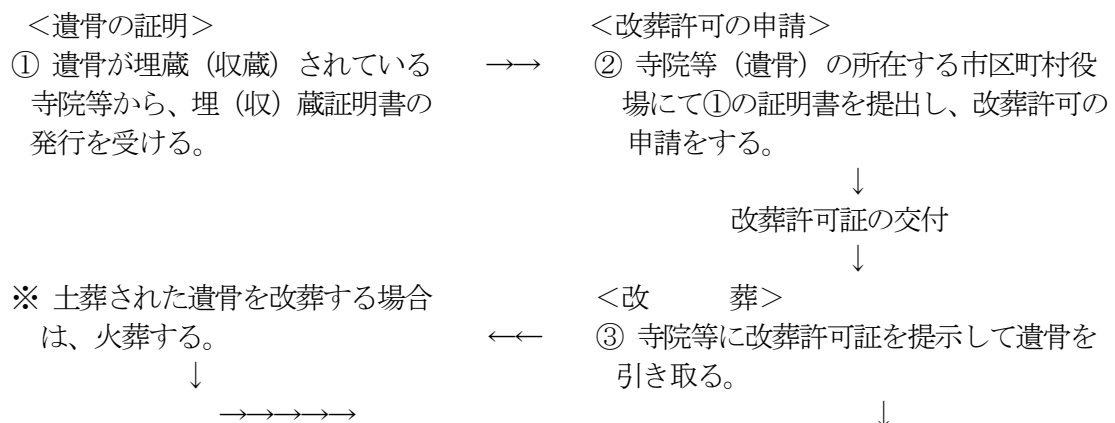
（1） 自宅に遺骨がある場合

- ① 墓地使用許可証
- ② 埋・火葬許可証
- ③ 使用者と埋蔵される人の身分関係を証するもの（戸籍謄本等）

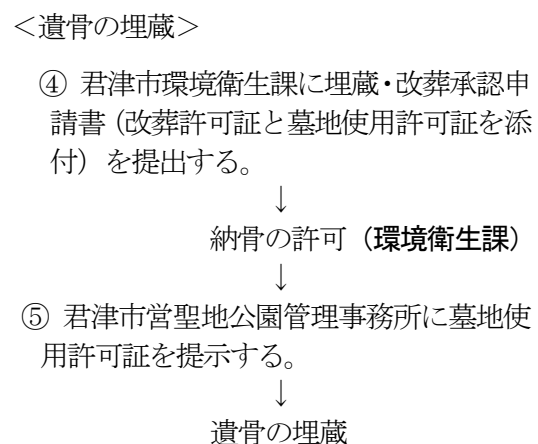
（2） 他の墓地や納骨堂から遺骨を改葬する場合

- ① 墓地使用許可証
- ② 改葬許可証
- ③ 使用者と埋蔵される人の身分関係を証するもの（戸籍謄本等）

（2）改葬：手続きの流れ



（1）埋蔵：手続きの流れ



君津市環境衛生課では、④の際に、墓地使用許可証裏面に遺骨の氏名等を記入します。
なお、使用者の親族（血族6親等内、配偶者、姻族3親等内。ただし合葬墓地は当該墓地

の基準による) でない人を埋蔵しようとするときは、別に理由書の提出が必要です。

7 遺骨の改葬の手続について

(市営聖地公園墓地から他の墓地等へ、遺骨を移す場合)

遺骨を市営聖地公園墓地から他の墓地等へ改葬するときは、墓地・埋葬等に関する法律の規定により、改葬・分骨承認届兼埋蔵証明申請書(第7号様式の2)に聖地公園墓地使用許可証を添付し、君津市環境衛生課に提出し、事前に遺骨取り出しの許可を受けてください。

(1) 手続きの流れ

- ① 改葬・分骨承認届兼埋蔵証明申請書に必要事項を記入し、墓地使用許可証とともに君津市環境衛生課に提出する。

↓

- ② 環境衛生課で埋蔵証明書の交付を受ける。

↓

- ③ 改葬許可申請書(市民課)に必要事項を記入し、②の埋蔵証明書とともに君津市市民課に提出する。

↓

- ④ 市民課で改葬許可証の交付を受ける。

↓

- ⑤ ④の改葬許可証を環境衛生課に提示する。

↓

- ⑥ 環境衛生課で遺骨取り出しの許可をした墓地使用許可証を受け取る。

↓

- ⑦ ⑥の墓地使用許可証を市営聖地公園管理事務所に提示して、遺骨を引き取る。

↓

- ⑧ 遺骨を移す墓地等の管理者に④の改葬許可証を提出し、納骨する。

8 各種届出、申請について

次の場合は、速やかに君津市環境衛生課に申し出て、所定の手続きをしてください。

- (1) 使用者の本籍、住所、氏名等を変更したとき
・ ・ ・ ・ ・ 使用許可証記載事項変更届出書
- (2) 使用許可証を紛失、または汚損したとき
・ ・ ・ ・ ・ 使用許可証再交付申請書
- (3) 使用者が死亡したとき、または使用者を変更するとき
・ ・ ・ ・ ・ 墓地使用権承継承認申請書
または 墓地使用権引継許可申請書
- (4) 使用している区画が不用になったとき ・ ・ ・ ・ ・ 墓地返還届 (第8号様式)

(1) 使用許可証記載事項変更届に必要な書類等

- ① 本籍、氏名を変更したとき
 - Ⓐ 使用許可証記載事項変更届出書 (第3号様式)
 - Ⓑ 変更した事実が記載してある戸籍謄本
 - Ⓒ 墓地使用許可証
 - Ⓓ 手数料300円
- ② 住所を変更したとき
 - Ⓐ 使用許可証記載事項変更届出書 (第3号様式)
 - Ⓑ 住民票 (本籍・続柄の記載のある世帯全員分のもの)
 - Ⓒ 墓地使用許可証
 - Ⓓ 手数料300円

(2) 使用許可証再交付申請に必要な書類等

- Ⓐ 使用許可証再交付申請書 (第4号様式)
- Ⓑ 管理手数料の領収書 (直近に支払ったもの)
- Ⓒ 住民票 (本籍・続柄の記載のある世帯全員分のもの)
- Ⓓ 手数料300円

(3) 墓地使用権承継承認申請に必要な書類等

- Ⓐ 墓地使用権承継承認申請書 (第9号様式) または引継許可申請書 (第10号様式)
- Ⓑ 申請者の住民票 (本籍・続柄の記載のある世帯全員分のもの) 及び戸籍謄本
- Ⓒ 墓地使用許可証
- Ⓓ 手数料300円
- Ⓔ 変更理由により異なる必要書類
(次ページ一覧表参照)

(変更理由による必要書類一覧表)

変更理由		承継者		必要な書類
使用者の死亡	承継する者を指定している場合	指定された者		① 死亡者の死亡記載のある戸籍謄本 ② 申請する者の戸籍謄本及び住民票 ③ 使用者の遺言状（原本）
	承継する者を指定していない場合 （使用者に再婚歴が無いこと）	慣習により祭祀の主宰者を決める場合	配偶者	① 死亡者の死亡記載のある戸籍謄本
			長男等	① 死亡者の死亡記載のある戸籍謄本と承継者の戸籍謄本及び住民票
		慣習により祭祀の主宰をするべき者以外の親族（親族間の同意があること）	① 死亡者の死亡記載のある戸籍謄本と申請者の戸籍謄本及び住民票 ② 通常祭祀を主宰すべき者（配偶者、長男等）の同意書（印鑑登録証明書添付）	
	家庭裁判所により指定された場合	指定された者		① 死亡者の死亡記載のある戸籍謄本と申請者の戸籍謄本及び住民票 ② 家庭裁判所の審判書（原本）
使用者が婚姻、離婚、養子縁組等した場合		指定された者		① 事実の分かる戸籍謄本類 ② 使用者の指定書（印鑑登録証明証添付） ③ 申請者の住民票 ④ 使用者と承継する者の関係が分かる戸籍謄本類 ＊ 親族以外の者を指定した場合はその者が祭祀を主宰する理由書（使用者作成）
使用者が外国に帰化、永住で承継する者を指定した場合				
使用者が祭祀の主宰者を辞退し、承継する者を指定した場合		指定された者		上記②③④の書類

(備 考)

- ① 上記のほか、使用者が失踪宣告を受けたとき、行方不明のとき等の場合は、使用者の変更ができますので、君津市環境衛生課にご相談ください。
- ② 手続きは、君津市環境衛生課の窓口で受け付けます。

(4) 墓地の返還について

使用している埋蔵施設と墓地が不用になった場合は、当該施設（墓地）を原状に復旧して市に返還しなければなりません（墓石等を撤去し更地にする）。返還する場合は、君津市環境衛生課に相談のうえ、手続きをしてください。

なお、使用許可を受けてから5年未満で返還された場合は、すでに納めて頂いた使用料を次の使用年に応じて還付します。5年を経過した場合は、理由にかかわらず還付できませんのでご了承ください。

① 還付割合

- ㊦ 1年未満・・・・・・・・・・使用料の8割に相当する額
- ㊧ 1年以上2年未満・・・・・・・・・・使用料の6割に相当する額
- ㊨ 2年以上5年未満・・・・・・・・・・使用料の5割に相当する額

② 届出に必要な書類

- ㊦ 墓地返還届

- ⑥ 墓地使用許可証
- ⑦ 申請者の実印
- ⑧ 申請者の印鑑登録証明書

9 使用許可の取り消しについて

次のような場合には、使用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

- ① 使用者が使用許可を受けた墓地をその目的以外に使用したとき。
- ② 使用者が使用の制限（条例第8条第1項）または許可条件に違反したとき。
- ③ 使用者が墓地の使用権を第三者に譲渡し、転貸し、または担保に供したとき。
- ④ 聖地公園の設置及び管理に関する条例・同施行規則に違反したとき。

10 使用許可に付する条件

- ① 聖地公園の設置及び管理に関する条例・同施行規則を遵守すること。
- ② 条例施行規則に定める設備基準に従って墓碑等を設置すること。
- ③ 許可を受けた施設を善良なる管理者の注意をもって使用すること。
- ④ 使用者の責に帰すべき事由によって市が設置した施設またはこれに付帯する設備を損傷したときは、補修またはこれに要する費用を賠償すること。

11 管理手数料の納入について

管理手数料は、みなさまがお使いになる聖地公園の園路等各種共用施設を維持管理するために、毎年1回納めていただくものです。管理手数料は、次の区分に応じ毎年5月中旬に請求いたしますので、5月末日までに納めてください。

- ① 普通墓地 年額 5, 500円
- ② 芝生墓地 年額 5, 500円
- ③ 壁墓地 年額 2, 750円

※合葬墓地の管理手数料は無償です。

※管理手数料を3年間滞納すると、許可を取り消す場合があります。

12 その他

- ① この手引きの内容は、平成24年4月1日から適用する。
- ② この手引きの適用前に使用許可等されたものについては、この手引きの内容により処理されたものとみなす。

< 問合せ先 >

君津市環境衛生課	君津市久保2-13-1	TEL 0439-56-1221
君津市営聖地公園管理事務所	君津市向郷1632-12	TEL 0439-27-2570